

(別紙様式1)

所 長	保健衛生 課 長	防疫課長	環境指導 課 長	課 員	事 担	務 当

受付番号 _____

伺い) 依頼に基づき、処置を実施してよいでしょうか。

牛受精卵移植処置 申込書

平成 年 月 日

長野県収入証紙貼付欄

証紙額		確認印	
-----	--	-----	--

長野県長野家畜保健衛生所長 様

申込者 住所

氏名

電話番号

FAX 番号

下記の牛受精卵移植処置を実施してください。

1 区分

区 分	単 価	件 数	区 分	単 価	件 数
過排卵処置	21,000円		受精卵の採取	31,000円	
受精卵の凍結処理	5,100円		受精卵の移植	5,500円	

2 家畜の種類および頭数

乳用牛	肉用牛

3 その他

処置の方法、処置後に想定される経過などについては裏面のとおりに承しました。

また、本依頼に基づき実施する処置により発生した損害等については、その責任を一切問いません。

受精卵移植の処置の方法

- 1 過排卵処置、受精卵の採取、受精卵の凍結処理及び受精卵の移植の標準的な手順
別紙のとおり（長野県牛受精卵移植推進業務実施要領における標準的な受精卵移植関連業務実施方法）
- 2 処置及び処置後に予想される経過等
 - (1) 子宮かん流時において、子宮内または子宮頸管内から出血が認められることがあること
 - (2) 供卵牛がホルモン剤に反応せず移植可能な受精卵が採取できないことがあること
 - (3) 排卵時期と人工授精時期のずれや凍結精液の性状により、受精卵を採取出来ず未受精卵が採取されることがあること
 - (4) 採卵終了後発情回帰のための処置は実施するものの、過剰排卵処置により黄体が数多く出現したり卵胞が遺残することにより発情の回帰が著しく遅延することがあること
 - (5) 移植した受精卵が着床しないことがあること